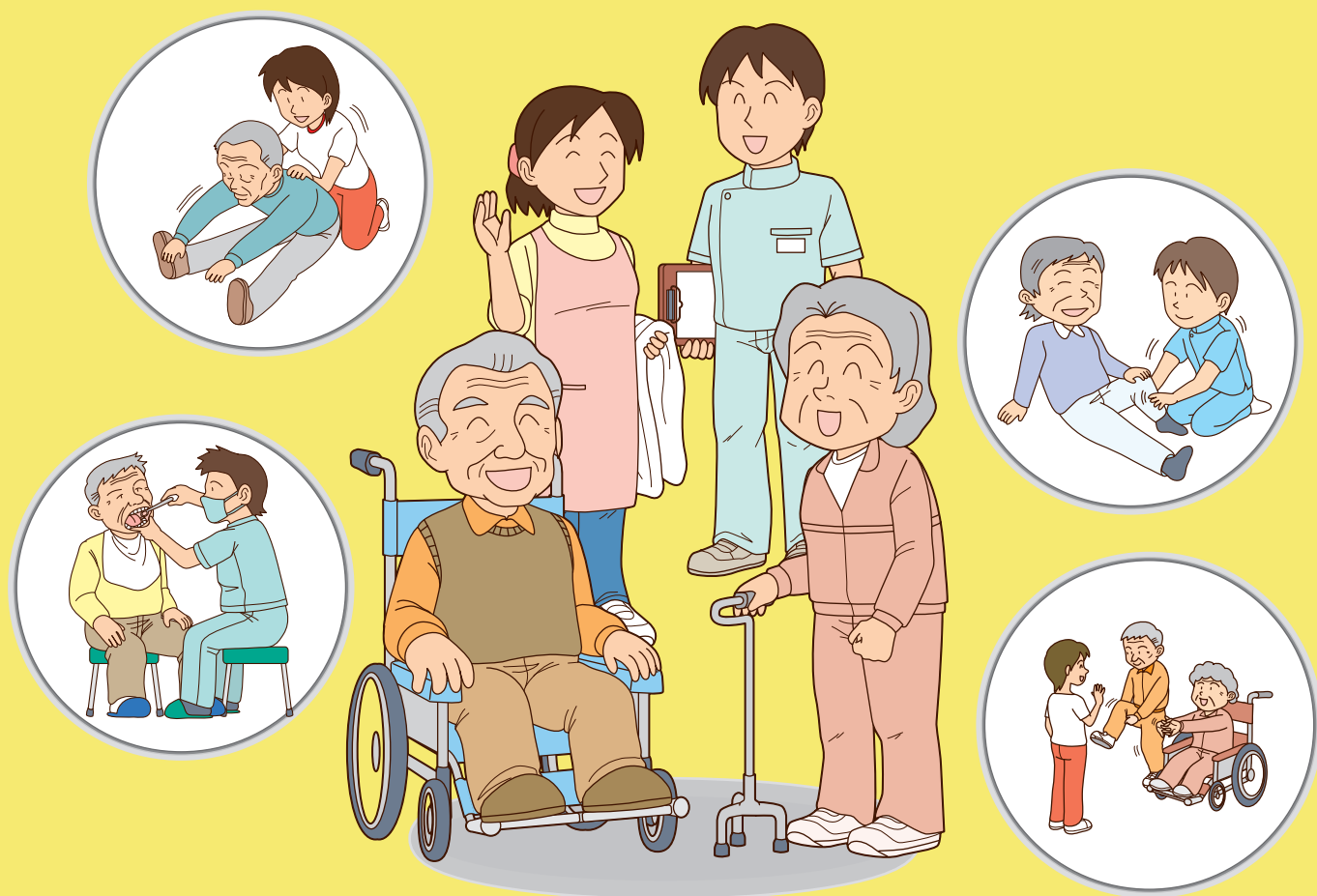


介護保険制度のご案内

2025年4月版



このパンフレットは、ウェブブック(電子書籍)としてインターネットでもご覧いただけます。

音声読上げや、拡大表示、英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語の自動翻訳に対応しています。

目次

1	介護保険のしくみ	2ページ
2	要介護認定申請から サービス利用までの流れ	3ページ
3	サービスの種類	7ページ
4	サービスの利用料	17ページ
5	利用者負担の軽減制度	19ページ
6	こんなときは必ず届出を	24ページ
7	保険料	25ページ
8	地域包括支援センター	29ページ

1

介護保険のしくみ

本格的な超高齢社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増えるとともに、核家族化や介護する方の高齢化も進み、家族だけで介護することは難しくなっています。

介護保険は、こうした介護を社会全体で支えるために生まれた制度です。

保険者

(広島市)

介護保険事業を運営します。

- 介護保険被保険者証を交付します。
- 要介護認定などを行います。

財源構成

利用者負担を除く

公費 約50%	第1号被保険者の保険料 約23%
国 約25%	第2号被保険者の保険料 27%
広島県 12.5%	
広島市 12.5%	

※施設等給付費の公費は、国約20%、広島県17.5%、広島市12.5%です。

被保険者

(介護保険に加入されている方)

第1号被保険者

広島市内に住所のある
65歳以上の方

第1号被保険者となる日

- 広島市内に住所のある方が65歳になられた日(誕生日の前日)。被保険者証は65歳に到達する月に郵送します。
- 65歳以上の方が広島市に転入された日

第2号被保険者

広島市内に住所があり、
医療保険に加入している
40歳以上65歳未満の方

第2号被保険者となる日

- 広島市内に住所があり、医療保険に加入している方が40歳になられた日(誕生日の前日)
- 40歳以上65歳未満の方で、医療保険に加入されている方が広島市に転入された日
- 広島市内に住所のある40歳以上65歳未満の方が、医療保険に加入された日

※外国人の方(日本国籍を有しない方)で、入国当初の在留期間が3か月を超えるか、3か月以内であっても、入国目的や入国後の生活実態から3か月を超えて滞在すると認められる方を含みます。

保険料

年金からの天引きまたは
広島市へ個別に納付

保険料

医療保険の保険者

社会保険診療報酬支払基金

国民健康保険団体連合会

9割、8割または7割を支払い

介護サービス事業者

(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織など)

利用者にあった介護サービスを提供
ホームヘルプサービス など(7~16ページ)

1割、2割
または
3割を負担

サービスの
提供

2

要介護認定申請からサービス利用までの流れ

※新規申請、区分変更申請、更新申請のいずれの申請も、同じ手順で認定されます。

1 要介護認定の申請

申請書に記入して提出してください。
郵送でも受付しています。

だれが 申請する人や、家族など

どこで お住まいの区の区役所
(福祉課高齢介護係)または出張所

地域包括支援センター(29・30ページ)や、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設などに申請を依頼することもできます。

持ち物 ① 介護保険被保険者証
(65歳になった時点で交付されます。)

② 主治医の氏名を控えたメモ
(事前に、主治医に主治医意見書の作成の同意を得てください。)

※40歳以上65歳未満の方は、資格情報のお知らせ又は資格確認書の写しが必要となる場合があります。

要介護認定の申請の対象となる人

【1】65歳以上の人

日常生活で支援が必要な方は、どなたでも。

【2】40歳以上65歳未満の方

医療保険に加入していて、以下の加齢が原因とされる病気(特定疾病)によって介護や支援が必要な方。

特定疾病

●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

●せきちゅうかんきょうさくしやう 脊柱管狭窄症 ●こつそしやうしやう 骨折を伴う骨粗鬆症 ●くわんせつりうまぢ 関節リウマチ

●そうろうしやう 早老症 ●しんいしやくせいそくさくこうかしやう 初老期における認知症 ●きんいしやくせいそくさくこうかしやう 筋萎縮性側索硬化症

●たけいとういしやくしやう 多系統萎縮症 ●へいそくせいどうみやくこうかしやう 閉塞性動脈硬化症 ●こうじゅうしんたいこつかしやう 後縦靱帯骨化症

●のうけつかんしかん 脳血管疾患 ●まんせいへいそくせいはいしかん 慢性閉塞性肺疾患 ●せきずいしやうのうへんせいしやう 脊髄小脳変性症

●とうじょうびやうせいしんけいしやうがい 糖尿病性神経障害、とうじょうびやうせいじんしやう 糖尿病性腎症及びとうじょうびやうせいもうまくしやう 糖尿病性網膜症

●しつかんせつ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性

関節症 ●かんせつしやう 進行性核上性麻痺、しんこうせいかくじやうせいまひ 大脳皮質基底核変性症及び

だいのうひしつきていかくへんせいしやう パーキンソン病

2 認定調査

申請された方の心身の状況・介護の必要な度合いなどを調べるために、本人や家族から聞き取り調査を行います。

どこで 自宅
入院中の病院、
入所中の施設
など

調査員 広島市の担当者
または市が委託
した介護支援専
門員(ケアマネ
ジャー)等

所要時間 30分～
1時間程度

日程調整してからお伺いします。

3 主治医意見書

申請された方の心身の状況をよく理解している医師に、意見書を記載してもらいます。

方法 要介護認定の申請受付後に、区役所から書類を送付しますので、その書類を主治医にお渡しください。

主治医の了解がある場合には、書類を区役所から主治医へ直接送付することもあります。

記載された書類は、主治医が区役所へ提出します。



4 審査・判定・認定

認定調査と主治医意見書をもとに、コンピュータにより介護に必要な時間数を推計したのち、保健・医療・福祉に関する専門家で構成された「介護認定審査会」で審査判定を行います。



介護保険被保険者証は三つ折りで、中面に要介護度が記載されています。

5 結果通知

申請された方へ、結果を通知します。

- いつ** 申請からおおよそ30日で通知します
- 届くもの**
- ① 要介護認定結果通知
 - ② 認定内容を記載した、介護保険被保険者証

認定の有効期間について

- 認定は、申請日にさかのぼってその効力が発生します。更新申請の場合は、前回の有効期間満了日の翌日から効力が発生します。
- 期間中に心身の状態が変わった場合は、区分変更申請ができます。
- 期間後も引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了日の60日前から満了日までに更新の申請をしてください。

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

(※1)

次のページへ

65歳以上の方は、要介護認定がなくても受けられるサービスがあります

「基本チェックリスト」の判定を受けて、生活機能の低下がみられる65歳以上の方は、事業対象者としてサービスを受けられます。(※1) 要介護認定の申請をしなくても「基本チェックリスト」の判定を受けられます。

どこで 区役所(地域支えあい課)、地域包括支援センター(29・30ページ)

方法 基本チェックリスト(25項目)に記入して、事業対象者かどうかの判定を受けます

事業対象者

(※2)

(※2) 事業対象者に該当しない場合でも、「一般介護予防事業」に参加できます。
→11ページ

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

結果通知が届いたら、

**居宅介護支援事業所や、
小規模多機能型居宅介護
事業所等へ**

ケアマネジャーやサービス担当
者と話し合い、「ケアプラン」として目
標やサービスの種類・回数等を決定
します。

ケアプランの作成に関する自己
負担はありません。(無料)

**施設等への入所、
入居申込は、直接施設へ**

入所前の介護サービス等の利用
相談も含めて、居宅介護支援事業所
等に相談することも可能です。

要支援2

要支援1

事業対象者

結果通知が届いたら、

地域包括支援センター等へ

保健師やケアマネジャー、サービ
ス担当者等と話し合い、「介護予防
ケアプラン」として、目標やサービ
スの種類・回数等を決定します。

介護予防ケアプランの作成に関
する自己負担はありません。(無料)

※利用するサービス内容によっては、
サービス担当者との話し合いや介
護予防ケアプランの作成を省略す
ることがあります。

**お住まいの地域ごとに地域包括支
援センターがあります。**

→29・30ページ

要介護度によって、利用できるサービスが異なります。



7～16
ページ

サービスを利用するにあたって

事業所をさがす

ホームページをご覧ください！

介護サービス事業所の情報が公表されています

介護サービス事業者が提供しているサービス情報について、都道府県知事または市区町村長に報告することが義務付けられており、その報告内容が公表されています。サービス内容、事業所の特色、運営状況など、様々な情報をご覧いただけます。(介護予防サービスも含まれます。年間収入が100万円未満の事業所は公表の対象になっていません。)

介護サービス情報公表システム(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)



頼れる!ひろしま介護マイスター

広島市では、国の「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」に基づき、一定以上の資質があると認められた介護職員を「ひろしま介護マイスター」として認定しています。介護技術・知識が豊富で、職場内でリーダーシップを発揮する優秀な職員です。この「ひろしま介護マイスター」を養成した実績があり、人材育成に注力している事業所を市ホームページに掲載しています。利用する事業所を決める際の参考としてご活用ください。

広島市(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) ■ページ番号でさがす 1011336 🔍

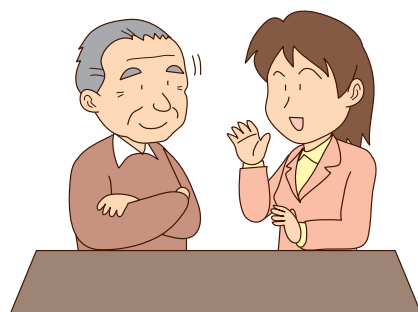


契約前にしっかり確認を

① 十分な説明を受けましょう

利用しようとするサービスの内容をよく確認することが大切です。

サービスをどのように受けるのか、事業者から詳しく聞いて、わからないところは説明を求めましょう。



② 「重要事項説明書」の内容を確認しましょう

事業者は、サービス提供を開始する前に、利用者または家族に対して、「重要事項説明書」を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならないことになっています。

「重要事項説明書」とは、サービスの内容や利用料など、サービスを利用するにあたって重要な事項をまとめた文書のことです。(1)「事業規定」(運営に関する規程)の概要、(2)サービス提供にあたる者(たとえばホームヘルパー)の勤務体制その他、利用者がサービスを選択するときに参考となる事項が記載されています。

契約の前提になる大切なものです。契約をする前にしっかり内容を確認しておくことが必要です。

③ 契約書の内容を確認しましょう

契約をするときは、トラブルを防止するため書面で行いましょう。

契約書に名前を書いたり印鑑を押したりする前に、契約書の内容をよく確認してください。契約書は重要な文書ですので、後で困らないよう、不明な部分があればわかるまで説明を求めることが重要です。

3 サービスの種類

記号の説明

総合 「介護予防・日常生活支援総合事業」は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、介護予防と自立した日常生活を支援する事業です。要支援1・2の方、事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。原則として広島市民のみが利用できます。

密着 「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏ごとにサービスの拠点をつくり支援します。原則として広島市民のみが利用できます。

自己負担額の目安。各サービスの内容に応じて単位数が決められていますので、単位数に広島市の地域区分単価をかけ、1割負担の方を例として計算しています。2割負担の方は約2倍、3割負担の方は約3倍となります。なお、報酬改定により、金額が4月時点から変更となる場合があります。また、各種加算も含まれていないため、実際の額と異なります。詳細な金額については、利用を希望するサービスによって異なるため、ケアマネジャー等へご相談ください。

来てもらう

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

自宅等で、ホームヘルパーや介護福祉士による入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話を受けるサービス



要介護1~5

訪問介護サービス

身体介護中心で
利用時間30分以上
1時間未満の場合
1回あたり 414円

要支援1・2

事業対象者

介護予防・生活支援サービス事業の
訪問介護サービス **総合**

週1回程度利用する場合
1か月あたり 1,259円

夜間対応型訪問介護 **密着**

24時間安心して在宅生活が送れるよう、定期的な巡回訪問や随時通報により、夜間に訪問介護を受けるサービス

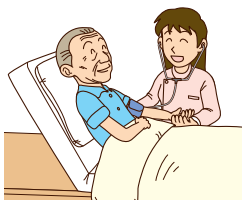
要介護1~5

夜間定期巡回サービスの場合
1回あたり 398円

※のサービスについては、要支援の方は「介護予防サービス」となります。

訪問看護※

自宅等で、看護師や保健師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けるサービス



要介護1～5

要支援1・2



訪問看護ステーションの看護師による
利用時間30分以上1時間未満の場合

1回あたり

879円 [要介護1～5の方]

848円 [要支援1・2の方]

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

密着

24時間安心して在宅生活が送れるよう、定期的な巡回訪問や随時通報により、日中・夜間を通じて、訪問介護や訪問看護を受けるサービス

要介護1～5



訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に受ける
場合

1か月あたり

20,275円 [要介護3の方]

介護予防・生活支援サービス事業の

生活援助特化型訪問 サービス

総合

自宅等で、ホームヘルパーや一定の基準の研修を受けた生活援助員等による調理、洗濯、掃除等の生活援助を受けるサービス

要支援1・2

事業対象者



週1回程度利用する場合

1か月あたり

1,060円

介護予防・生活支援サービス事業の

住民主体型生活支援 訪問サービス

総合

自宅等で、地域団体等のボランティアによる簡易な生活支援(生活援助や、草むしりなど)を受けるサービス

要支援1・2

事業対象者

各実施団体が定めた利用料がかかります。

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

訪問入浴介護※

自宅等で、簡易浴槽
を使って入浴の
介護を受ける
サービス



要介護1～5

要支援1・2



看護職員1人と介護職員2人が行う場合

1回あたり

1,355円 [要介護1～5の方]

916円 [要支援1・2の方]

訪問リハビリテーション※

自宅等で、理学療法士
や作業療法士など
による理学療法、
作業療法その他の
必要なリハビリテ
ーションを受ける
サービス



要介護1～5

要支援1・2



利用時間20分の場合

1回あたり

324円

介護予防・生活支援サービス事業の

短期集中予防支援訪問 サービス

総合

自宅等で、リハビリ専門職や管理栄
養士による自立に向けた相談・支援
を受けるサービス(利用時間30分
または60分、利用期間3か月)

要支援1・2

事業対象者



リハビリ専門職で利用時間60分の場合

1回あたり

1,160円

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

2割・3割負担の方も、かかった費用の1割で利用できます。

居宅療養管理指導※

自宅等で、医師、歯科医師、薬剤師、
管理栄養士、歯科衛生士等による療
養上の管理や指導を受けるサービス

要介護1～5

要支援1・2



薬剤師が行う場合

1回あたり

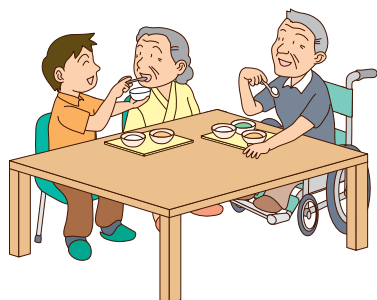
517円

※のサービスについては、要支援の方は「介護予防サービス」となります。

通う

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス



要介護1～5

通所介護サービス

利用定員が18人以下の小規模な密着地域密着型通所介護もあります。

 月平均利用が延べ750人以内の事業所における利用時間8時間以上9時間未満の場合
1回あたり 957円
[要介護3の方]

食費、日常生活費などが別途必要です。

要支援1・2

事業対象者

介護予防・生活支援サービス事業の総合
1日型デイサービス

 週1回程度利用する場合
1か月あたり 1,879円
週2回程度利用する場合
1か月あたり 3,784円
[要支援2の方]

食費、日常生活費などが別途必要です。

認知症対応型通所介護※ 密着

認知症の方が通所介護施設(デイサービスセンター)に通って、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

要介護1～5

 特別養護老人ホームにおける利用時間8時間以上9時間未満の場合

1日あたり 1,182円 [要介護3の方]
940円 [要支援2の方]

食費、日常生活費、オムツ代などが別途必要です。

要支援1・2

介護予防・生活支援サービス事業の 短時間型デイサービス

総合

デイサービスセンターに通って、運動を中心とした機能訓練を受けるサービス(利用時間2時間以上3時間未満、利用期間原則3～12か月)

要支援1・2

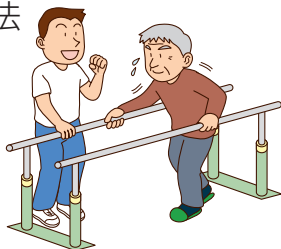
事業対象者

 週1回程度利用する場合
1か月あたり 1,621円
週2回程度利用する場合
1か月あたり 3,262円 [要支援2の方]

食費、日常生活費などが別途必要です。

通所リハビリテーション※ (デイケア)

通所リハビリテーション施設に通って、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けるサービス



要介護1~5

 月平均利用が延べ750人以内の事業所における利用時間8時間以上9時間未満の場合

1回あたり 1,097円
[要介護3の方]

食費、日常生活費などが別途必要です。

要支援1・2

その人の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)も利用できます。

 1か月あたり 2,166円
[要支援1の方]

食費、日常生活費などが別途必要です。

介護予防・生活支援サービス事業の 短期集中運動型デイサービス

総合

デイサービスセンター等に通って、運動器の機能向上プログラムを受けるサービス(利用時間1~2時間、利用期間3か月)

要支援1・2

 1回あたり 500円

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。
2割・3割負担の方も、かかった費用の1割で利用できます。

事業対象者

介護予防・生活支援サービス事業の 短期集中通所口腔ケアサービス

総合

歯科医院に通って、歯科医師や歯科衛生士による口腔機能向上プログラムを受けるサービス(最大7回、利用時間15分以上)

要支援1・2

 1回あたり 250円

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。
2割・3割負担の方も、かかった費用の1割で利用できます。

事業対象者

一般介護予防事業

総合

65歳以上の方

「地域介護予防拠点」(住民運営の運動を中心とした介護予防の拠点となる通いの場)、「地域高齢者交流サロン」(地域団体が実施する「ふれあい・いきいきサロン」など誰でも参加できる通いの場)、「認知症カフェ」(認知症の人と家族、専門職、地域住民などが気軽に集い、相談・交流などができる場)のほか、地域でのボランティア活動や介護予防・健康増進活動に参加した場合にポイントを付与し、ポイント数に応じて奨励金を支給する「高齢者いきいき活動ポイント事業」があります。

泊まる

短期入所生活介護※ (ショートステイ)

短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

要介護1~5

要支援1・2



特別養護老人ホームの場合

1日あたり

786円 [要介護3の方]

476円 [要支援1の方]

滞在費、食費、日常生活費などが別途必要です。

短期入所療養介護※ (ショートステイ)

介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理のもとで介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービス

要介護1~5

要支援1・2



介護老人保健施設の場合

1日あたり

987円 [要介護3の方]

641円 [要支援1の方]

滞在費、食費、日常生活費などが別途必要です。

来てもらう + 通う + 泊まる

小規模多機能型居宅介護※

密着

通いを中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時、泊まりや訪問サービスを組み合わせて受けるサービス

要介護1~5

要支援1・2

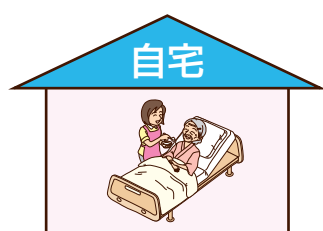


1か月あたり

23,589円 [要介護3の方]

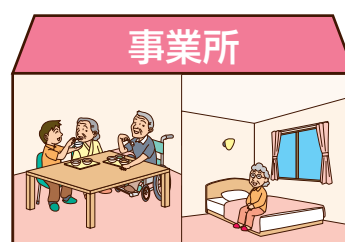
3,640円 [要支援1の方]

滞在費、食費、日常生活費などが別途必要です。



通う、泊まる

来てもらう(介護)

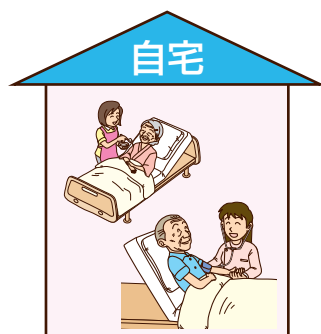


※のサービスについては、要支援の方は「介護予防サービス」となります。

看護小規模多機能型居宅介護

密着

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービス



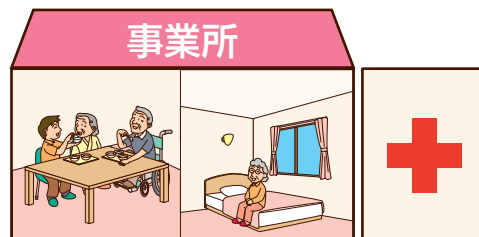
要介護1~5



1か月あたり

25,828円 [要介護3の方]

滞在費、食費、日常生活費などが別途必要です。



通う、泊まる

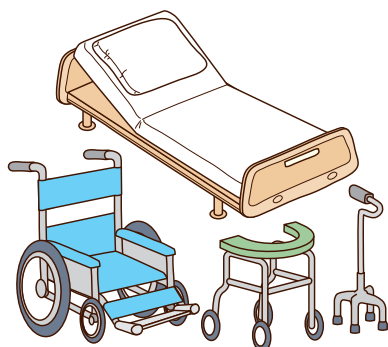
来てもらう(介護)

来てもらう(看護)

住まいの環境を整える

福祉用具貸与※

自宅等で、車いす、ベッド等の福祉用具の貸与を受けるサービス



要介護1~5

以下のものは、原則として対象外です。

【要介護1の方】

- ・車いす(付属品を含む)
- ・特殊寝台(付属品を含む)
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

【要介護2~3の方】

- ・自動排泄処理装置(同上)

要支援1・2

以下のものは、原則として対象外です。

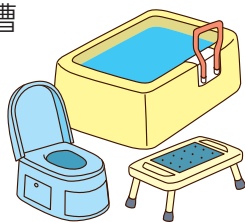
- ・車いす(付属品を含む)
- ・特殊寝台(付属品を含む)
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

※のサービスについては、要支援の方は「介護予防サービス」となります。

特定福祉用具購入費 支給※

入浴、排せつ等を使う福祉用具購入のサービス

- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・腰掛便座・簡易浴槽
- ・入浴補助用具
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・排泄予測支援機器
- ・固定用スロープ
- ・歩行器(歩行車を除く)
- ・単点杖(松葉杖を除く)・多点杖



要介護1～5

要支援1・2

指定を受けた事業者からの購入に限り、保険給付の対象となります。

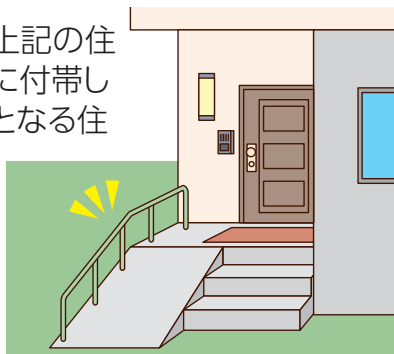
購入費の限度額は、要介護状態区分に関係なく、1年間(4月1日～翌年3月31日)で1人につき10万円(消費税込)です。利用者負担割合に応じて、購入費の9割、8割、または7割(最大9万、8万、または7万円)を保険給付します。

保険給付は、原則償還払い(注1)で行いますが、受領委任払い(注2)を利用できる場合があります。

住宅改修費支給

手すりの取付けや段差の解消など、住宅改修のサービス

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



要介護1～5

要支援1・2

着工前に、区福祉課高齢介護係へ申請し、介護保険の給付対象として適当であることについて市の確認を受けていることが必要です。

住宅改修費の支給基準限度額は、要介護状態区分に関係なく、現在居住している住宅(住民登録されている住所地の住宅)で1人につき20万円(消費税込)です。利用者負担割合に応じて、工事費の9割、8割、または7割(最大18万、16万、または14万円)を保険給付します。

保険給付は、原則償還払い(注1)で行いますが、受領委任払い(注2)を利用できる場合があります。受領委任払いを利用する場合は、改修工事を行う前年度に、市が実施する研修を受講している住宅改修事業者が改修工事を行う必要があります。

なお、この住宅改修費支給のほかに、本市独自の住宅改修費の補助制度を利用できる場合があります。

(注1)償還払いとは、利用者が事業者に費用を全額支払い、後で市から利用者に保険給付する制度です。

(注2)受領委任払いとは、利用者が事業者へ支払う金額を、費用の全額ではなく保険給付額を除いた金額にする制度です。利用者からの委任を受けた事業者からの申請により、市から事業者へ直接保険給付します。

入所・入居する

特定施設入居者生活介護※

(有料老人ホーム等における介護)

有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)などで、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるサービス

要介護1~5



1日あたり

710円 [要介護3の方]

327円 [要支援2の方]

家賃相当額、食費、日常生活費、管理費、水光熱費、オムツ代などが別途必要です。

外部サービス利用型の施設以外は、支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

要支援1・2

認知症対応型共同生活介護※

(グループホーム)

密着

認知症の方が共同生活を営む住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービス

要介護1~5



1日あたり

861円 [要介護3の方]

796円 [要支援2の方]

滞在費、食費、日常生活費、管理費、水光熱費、オムツ代などが別途必要です。

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

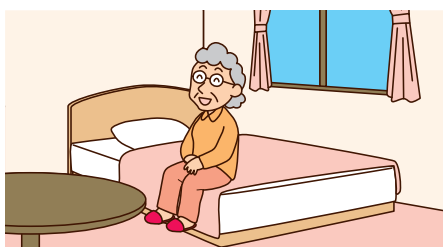
要支援2

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

特別養護老人ホームに入所して、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受ける施設サービス

<介護中心の施設>



要介護3~5

要介護1・2の方は原則利用できませんが、居宅での日常生活が著しく困難なことについてやむを得ない事情があれば、特例的に入所が認められる場合があります。

入所定員が29人以下の小規模な密着地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もあります。



1か月あたり

サービス費

27,310円 [要介護5の方]

居住費

25,650円 [多床室の場合]

食費

43,350円

(合計)

96,310円)

日常生活費などが別途必要です。居住費、食費については負担軽減制度があります(21ページ)。

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所して、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練等の医療や日常生活上の世話を受ける施設サービス

<リハビリ中心の施設>

要介護1~5



1か月あたり

サービス費

31,730円 [要介護5の方]

居住費

11,310円 [多床室の場合]

食費

43,350円

(合計

86,390円)

日常生活費などが別途必要です。居住費、食費については負担軽減制度があります(21ページ)。

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

介護医療院

介護医療院に入所して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護や機能訓練、その他必要な医療や、日常生活上の世話を受ける施設サービス

<医療ケア+介護の施設>

要介護1~5



1か月あたり

サービス費

43,110円 [要介護5の方]

居住費

11,310円 [多床室の場合]

食費

43,350円

(合計

97,770円)

日常生活費などが別途必要です。居住費、食費については負担軽減制度があります(21ページ)。

支給限度額(18ページ)の適用外のサービスです。

※のサービスについては、要支援の方は「介護予防サービス」となります。

4 サービスの利用料

サービスの利用者負担割合

介護(予防)サービスおよび総合事業の訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス・1日型デイサービス・短時間型デイサービスの利用者負担は、サービス費用額の1割、2割または3割となります。

初めて要介護認定申請をした方には、認定の結果通知に先立って、利用者負担の割合を記載した「介護保険負担割合証」をお送りします。

要介護・要支援認定を受けている方および事業対象者には、「介護保険負担割合証」を毎年7月末頃にお送りします。

介護保険負担割合証	
交付年月日 ○年○月○日	
被保険者番号	0123456789
住所	730-8586 広島市○区○○町○-○
氏名	カイト タロウ
氏名	介護 太郎
生年月日	昭和 ○年○月○日
利用者負担割合	適用期間
○割	開始年月日 令和○年○月○日 終了年月日 令和○年○月○日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
除被保険者並びに保険者の名称及び印	341016 広島市

負担割合が記載されています。

◎負担割合の判定要件

要件等				負担割合
第1号被保険者 (65歳以上)	市民税 課税者	本人の合計 所得金額が 220万円以上	下記以外の場合	3割
			同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額 単身:340万円未満 2人以上:463万円未満	2割
			同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額 単身:280万円未満 2人以上:346万円未満	1割
		本人の合計 所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合	2割
			同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他の合計所得金額 単身:280万円未満 2人以上:346万円未満	1割
			本人の合計所得金額が160万円未満	
	市民税非課税者または生活保護被保護者			
第2号被保険者(40～64歳)				

居宅サービス・総合事業の支給限度額

居宅サービス(7～13ページ)と、総合事業で利用できるサービスのうち、訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス・1日型デイサービス・短時間型デイサービスは、区分ごとに介護保険で利用できる上限額(支給限度額)が決められています。これらのサービスを利用する方は、かかった費用を自己負担割合に応じて自己負担します。支給限度額を超えたサービス利用にかかる費用は、全額自己負担となります。

区分	支給限度額 (1か月あたり)	支給限度額全部を利用した場合の 利用者負担の目安(1か月あたり)		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
要介護5	36,217単位 (362,170円程度)	36,217円程度	72,434円程度	108,651円程度
要介護4	30,938単位 (309,380円程度)	30,938円程度	61,876円程度	92,814円程度
要介護3	27,048単位 (270,480円程度)	27,048円程度	54,096円程度	81,144円程度
要介護2	19,705単位 (197,050円程度)	19,705円程度	39,410円程度	59,115円程度
要介護1	16,765単位 (167,650円程度)	16,765円程度	33,530円程度	50,295円程度
要支援2	10,531単位 (105,310円程度)	10,531円程度	21,062円程度	31,593円程度
要支援1	5,032単位 (50,320円程度)	5,032円程度	10,064円程度	15,096円程度
事業対象者	5,032単位 (50,320円程度)	5,032円程度	10,064円程度	15,096円程度

※支給限度額は単位で表示されます。()内は費用額の目安です。利用するサービスの種類によって、1単位あたりの単価が異なります。

※高額介護(介護予防)サービス費の支給を受けることにより、実際の負担は、同費の支給において設定している利用者負担上限額(19ページの「高額介護(介護予防)サービス費等の支給」の表を参照)まで抑えることができます。

※要支援1・2の方の上限は、居宅サービスの費用と、支給限度額の適用がある総合事業のサービスの費用を合計して、表中の支給限度額となります。

5

利用者負担の軽減制度

高額介護(介護予防)サービス費等の支給

同じ世帯の利用者が同じ月に受けたサービスの利用者負担の合計額(世帯合計)が高額になり上限額を超えた場合には、申請して認められると、超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費等」として広島市から後で支給されます。

なお、特定福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担、施設サービス等での食費・居住費(滞在費)およびその他の日常生活費については、高額介護(介護予防)サービス費等の支給の対象となりません。

対象者		利用者負担上限額(月額)
生活保護を受けている方		15,000円/月(個人※2)
市民税 非課税世帯	老齢福祉年金を受給している方	24,600円/月(世帯※1) 15,000円/月(個人※2)
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方(※3)	
	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間80万円を超える方(※3)	24,600円/月(世帯※1)
市民税 課税世帯	前年の課税所得が380万円未満の方	44,400円/月(世帯※1)
	前年の課税所得が380万円以上690万円未満の方	93,000円/月(世帯※1)
	前年の課税所得が690万円以上の方	140,100円/月(世帯※1)

※1 「(世帯)」とは、同じ世帯の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指します。

※2 「(個人)」とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指します。

※3 老齢基礎年金の支給額変更を踏まえ、令和7年8月より、市民税非課税世帯の所得区分の80万円が、80万9千円に変更されます。

申請 お住まいの区の福祉課高齢介護係で行ってください。

持ち物 介護保険被保険者証、振込先の口座番号が分かるもの、その他マイナンバーの本人確認措置に必要な書類(領収書等が必要な場合もあります。)

原則として、初回だけ所定の申請書を提出していたければ、その申請日の属する月の前月のサービス利用分以降の高額介護(介護予防)サービス費等については、申請書の提出は不要です。

申請書ダウンロード

広島市(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

■ ページ番号でさがす

1011388



◎高額介護予防サービス費相当事業について

利用者負担の合計額には、総合事業のサービスのうち支給限度額の適用があるサービス(18ページ参照)の利用者負担も含めて計算します。総合事業の自己負担により上限を超えた額については、高額介護予防サービス費相当事業から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度

各医療保険(国民健康保険、健康保険組合などの社会保険(以下「被用者保険」といいます。)、後期高齢者医療制度)と介護保険の自己負担の1年間(8月1日から翌年7月31日まで)の合計額が上限額を超えた場合、申請によりその超えた額が「高額医療合算介護(介護予防)サービス費等」として支給されます。ただし、その超えた額が500円を超える場合に限りです。

なお、特定福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担、施設サービス等での食費・居住費(滞在費)およびその他の日常生活費については、高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の支給の対象となりません。

世帯の負担上限額(年額)

対象者の区分は、毎年7月31日に加入する医療保険での高額療養費の限度額の区分を適用します。

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の場合、または、被用者保険・国民健康保険の70～74歳の被保険者がいる世帯の場合

対象者			後期高齢者医療制度または被用者保険 または国民健康保険+介護保険
市民税 課税世帯	①現役並み所得者(※1)	年収約1,160万円～ 標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円
		年収約770万円～約1,160万円 標準報酬月額53～79万円以上 課税所得380万円以上	141万円
		年収約370万円～約770万円 標準報酬月額28～50万円以上 課税所得145万円以上	67万円
	②市民税課税世帯で①以外		56万円
市民税 非課税世帯	③市民税非課税世帯で④以外		31万円
	④世帯員の各所得の合計額が0円となる方		19万円(※2)

(※1) 後期高齢者医療制度、国民健康保険の場合、医療費の負担割合が3割となる方

(※2) ④の区分で介護サービス利用者が複数いる場合、介護保険分の算定は③の区分を適用

(2) 被用者保険・国民健康保険の70歳未満の被保険者がいる世帯の場合

対象者	被用者保険または国民健康保険+介護保険
健保:83万円以上(標準報酬月額) 国保:901万円超(旧ただし書き所得(※))	212万円
健保:53万円～79万円(標準報酬月額) 国保:600万円超～901万円(旧ただし書き所得)	141万円
健保:28万円～50万円(標準報酬月額) 国保:210万円超～600万円(旧ただし書き所得)	67万円
健保:26万円以下(標準報酬月額) 国保:210万円以下(旧ただし書き所得)	60万円
低所得者(市民税非課税)	34万円

※旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことをいいます。

申請

毎年、該当する方には、各医療保険制度の担当から申請書をお送りします。

◎高額医療合算介護予防サービス費相当事業について

自己負担の合計額には、総合事業のサービスのうち支給限度額の適用があるサービス(18ページ参照)の利用者負担も含めて計算します。総合事業の自己負担により上限を超えた額については、高額医療合算介護予防サービス費相当事業から支給されます。

居住費(滞在費)および食費の負担軽減制度 (負担限度額認定)

施設サービス(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)(15・16ページ)または短期入所サービス(12ページ)を利用された方で、所得が低い等の要件に該当する方(利用者負担第1段階から第3段階の方)の負担は、負担限度額まで軽減され、基準額との差額が保険給付(補足給付)される制度があります。

対象者		利用者負担段階	負担限度額		
			居住費(滞在費)	食費	
				施設サービス	ショートステイ
生活保護を受けている方		第1段階	0円/日	300円/日	300円/日
表下の ◎要件 (1)~(3) 全てに 当ては まる方	老齢福祉年金を受給している方	第1段階	0円/日	300円/日	300円/日
	前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間80万円以下の方	第2段階	430円/日	390円/日	600円/日
	前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間80万円超120万円以下の方	第3段階①	430円/日	650円/日	1,000円/日
	前年の課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が年間120万円を超える方	第3段階②	430円/日	1,360円/日	1,300円/日
上記以外の方		第4段階(基準額)	915円/日	1,445円/日	1,445円/日

※上表は特別養護老人ホームの多床室(相部屋)に入所されている場合の例で、第4段階の金額は基準額として国が示しているものであり、実際に第4段階の利用者が負担する額は、施設との契約により定められます。

※居住費(滞在費)の負担限度額は、介護保険施設の種類や居住環境に応じて設定されています。

※居住費(滞在費)および食費は、高額介護(介護予防)サービス費等、高額医療合算介護(介護予防)サービス費等の支給対象となりません。

※老齢基礎年金の支給額変更を踏まえ、令和7年8月より、第2段階、第3段階①の所得要件の80万円が、80万9千円に変更されます。

◎ 要件

- (1) 市民税非課税世帯の方であること。
- (2) 配偶者(同一世帯・別世帯にかかわらず)が市民税非課税であること。
- (3) 本人及び配偶者(同一世帯・別世帯にかかわらず)の預貯金等が以下の基準を満たすこと。

利用者負担段階	預貯金等の基準	
第1段階	単身:1,000万円以下	配偶者がいる場合、夫婦合計:2,000万円以下
第2段階	単身: 650万円以下	配偶者がいる場合、夫婦合計:1,650万円以下
第3段階①	単身: 550万円以下	配偶者がいる場合、夫婦合計:1,550万円以下
第3段階②	単身: 500万円以下	配偶者がいる場合、夫婦合計:1,500万円以下

申請

お住まいの区の福祉課高齢介護係で行ってください。毎年申請が必要です。

持ち物

介護保険被保険者証、通帳など預貯金等の金額が分かるもの、その他マイナンバーの本人確認措置に必要な書類(領収書等が必要な場合もあります。)

申請書ダウンロード

広島市(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

■ページ番号でさがす 1011371



社会福祉法人利用者負担軽減制度

社会福祉法人が提供する次のサービスを利用している方で、所得の低い方を対象に、利用者負担を軽減する制度があります。

- ①介護福祉施設サービス ②訪問介護 ③通所介護 ④(介護予防)短期入所生活介護
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑥夜間対応型訪問介護 ⑦地域密着型通所介護
⑧(介護予防)認知症対応型通所介護 ⑨(介護予防)小規模多機能型居宅介護
⑩看護小規模多機能型居宅介護 ⑪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
⑫訪問介護サービス ⑬生活援助特化型訪問サービス ⑭1日型デイサービス ⑮短時間型デイサービス

対象費用 サービス費用の利用者負担額、食費、居住費(滞在費)、宿泊費

減額割合 対象費用の25%

(老齢福祉年金受給者の方は50%、生活保護受給者の方は個室の居住費のみ全額免除)

◎詳しくは、お住まいの区の福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

支給限度額超過利用負担助成制度

難病または認知症により、支給限度額を超える介護サービスを利用する必要があると認められる方のうち所得が低い方について、支給限度額を超えるサービスの利用に要した費用の一部を助成します。

対象者(次のすべての要件に該当する方)

- ①市民税非課税世帯に属していること、または生活保護を受給していること
②被爆者援護施策による介護手当が支給されていないこと
③生活保護施策による障害者加算他人介護料の算定がされていないこと
④世帯の全員が介護保険料を滞納していないこと
⑤難病または認知症の状態が一定の基準に該当すること

助成対象サービス

- ①訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、
夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
②訪問介護に相当すると認められるサービスで、居宅サービス計画に位置付けられているもの

助成の額

- ①生活保護を受給していない方
支給限度額を超えるサービスの利用に要した費用の2分の1(1か月あたり2万5千円が上限)
②生活保護を受給している方
支給限度額を超えるサービスの利用に要した費用(1か月あたり2万5千円が上限)

◎詳しくは、お住まいの区の福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

収入が激減した方などへの利用者負担減免制度

生計を支えている方が長期間入院して収入が激減したり、災害により著しい損害を受けたときなど、特別な事情により、利用料の支払が一時的に困難になった場合には、減免の制度があります。

対象者(次の①または②に該当する方)

- ①失業や入院などにより、生計中心者の収入が前年より著しく減少し、生活が著しく困窮している方
②災害により住宅や家財に著しい被害を受けた方

◎詳しくは、お住まいの区の福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する負担助成制度

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際、訪問介護等の利用者負担を軽減する制度があります。

対象者（次のすべての要件に該当する方）

- ①境界層（サービス費用を支払うと生活保護が必要になるものの、負担軽減を適用すると生活保護が不要になる方）に該当するため定率負担額が0円となっている所得の低い方
- ②65歳になり介護保険の対象となったなど一定の要件に該当する方、または40歳から64歳までの要支援・要介護の方

助成対象サービス

- ①訪問介護 ②夜間対応型訪問介護 ③訪問介護サービス ④生活援助特化型訪問サービス

◎詳しくは、お住まいの区の福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

障害者の方への助成制度

●高額障害福祉サービス等給付費の支給

65歳になるまでに相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していたなど一定の要件に該当する方について、申請に基づき、介護保険サービスの利用者負担を軽減します。

●重度心身障害者・重度精神障害者の方への介護保険利用負担助成

広島市の重度障害者医療費受給者証または重度精神障害者通院医療費受給者証をお持ちの方には、特定の介護サービス費用の利用者負担【1割】（他の公費制度で助成される額を除く。）を助成する制度があります。

◎詳しくは、各区の福祉課又は市の精神保健福祉課までお問い合わせ下さい。

高額障害福祉サービス費等給付費の支給・重度心身障害者の方への介護保険利用負担助成：各区の福祉課			
中区福祉課障害福祉係	TEL 504-2588	安佐南区福祉課障害福祉係	TEL 831-4946
東区福祉課障害福祉係	TEL 568-7734	安佐北区福祉課障害福祉係	TEL 819-0608
南区福祉課障害福祉係	TEL 250-4132	安芸区福祉課障害福祉係	TEL 821-2816
西区福祉課障害福祉係	TEL 294-6346	佐伯区福祉課障害福祉係	TEL 943-9769
重度精神障害者の方への助成：市の精神保健福祉課			
健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課		TEL 504-2228	

被爆者の方への軽減制度

被爆者健康手帳をお持ちの方には、特定のサービス費用の利用者負担に相当する額（他の公費制度で助成される額を除く。）を公費助成および公費負担する制度があります。

◎詳しくは、市の原爆被害対策部援護課援護係にお問い合わせください。

原爆被害対策部援護課援護係	TEL 504-2194
---------------	--------------

6

こんなときは必ず届出を

お住まいの区の福祉課高齢介護係へ届出をしてください。

介護保険の申請・届出の際には、介護保険被保険者証や介護保険負担割合証など介護保険の保険証の交付を受けている方はお持ちください。また、マイナンバーの本人確認のために、番号と身元の確認ができる書類が必要となる場合があります。

14日以内に届出が必要な場合

要介護(要支援)認定を受けている方が広島市に転入されたとき

(前住所地で受給資格証明書の交付を受けた場合は、お持ちください。)

要介護(要支援)認定を受けている方が広島市から転出されるとき

広島市への転入と同時に住所地特例施設(※1)に入所されたとき

広島市外への転出と同時に住所地特例施設(※1)に入所されるとき

広島市の住所地特例者(※1)の方が、施設を変更または退所されたとき

介護保険適用除外施設(※2)に入所または退所されたとき

死亡されたとき(65歳以上の方または介護保険被保険者証をお持ちの40～64歳の方)

(※1)住所地特例とは…広島市の介護保険に加入している方(被保険者)が、他市町村に所在する次の施設等に、住所の異動を伴い入所(入居)する場合には、施設所在地の市町村ではなく、引き続き広島市の被保険者(住所地特例者)となります。

〈該当施設〉・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(地域密着型を除く)

・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム

・特定施設(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅のうち要件を満たすものを含む)、軽費老人ホーム)(地域密着型を除く)

住所地特例となる有料老人ホームかどうか調べる
広島市(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

■ページ番号
でさがす

1015498



(※2)介護保険適用除外施設とは…次の施設に入所(入院)している方は、入所(入院)期間中は介護保険の被保険者とならない場合があります。詳しくは、お住まいの区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

〈該当施設〉・指定障害者支援施設および障害者支援施設 ・医療型障害児入所施設 ・児童福祉法第6条の2の2第3項の指定医療機関 ・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 ・救護施設 ・ハンセン病療養所 ・被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業にかかる施設 ・指定障害者福祉サービス事業者で療養介護を行う医療施設

介護保険被保険者証などが破れたり、汚れたり、なくなったりしたとき

再交付しますので、届出をしてください。マイナポータル(ぴったりサービス)でも手続きできます。郵送で手続きする場合は、お住まいの区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

交通事故等にあつたとき

交通事故などの傷害事故により要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は届出が必要です。

交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。ので、広島市が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

広島市が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、65歳以上の方(第1号被保険者)が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、必ず届け出てください。

◎詳しくは、お住まいの区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

7

保険料

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

保険料の決め方

- 令和7年度に納めていただく保険料の額は、下表のとおりです。前年中の所得などに応じて17の所得段階に区分され、個人ごとに決められます。(前年中の所得が確定するまでの間は前々年中の所得を基に「仮徴収」として保険料を納めていただきます。)
- 年度の途中に65歳になられた方や広島市に転入された方などについては、月割で保険料額を計算します。なお、納付は翌月からになります。「65歳になられたとき」とは、誕生日の前日で、月の初日(1日)が誕生日の場合は、前月の末日となります。

対象者		所得段階	基準額に対する割合	保険料額(年額)
生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯(※1)全員が市民税非課税		第1段階	0.285	21,888 円
世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※4)の合計額が、	80万9千円以下(※6)	第1段階	0.285	21,888 円
	80万9千円を超え120万円以下(※6)	第2段階	0.485	37,248 円
	120万円超	第3段階	0.685	52,608 円
本人が市民税非課税(世帯の中に市民税を課税されている方がいる場合)で、本人の前年の課税年金収入額(※2)とその他の合計所得金額(※4)の合計額が、	80万9千円以下(※6)	第4段階	0.85	65,280 円
	80万9千円超(※6)	第5段階 (基準額)(※5)	1.0	76,800 円
本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額(※3)が、	125万円以下	第6段階	1.1	84,480 円
	125万円を超え200万円未満	第7段階	1.25	96,000 円
	200万円以上300万円未満	第8段階	1.5	115,200 円
	300万円以上400万円未満	第9段階	1.7	130,560 円
	400万円以上500万円未満	第10段階	1.9	145,920 円
	500万円以上600万円未満	第11段階	2.1	161,280 円
	600万円以上700万円未満	第12段階	2.3	176,640 円
	700万円以上800万円未満	第13段階	2.4	184,320 円
	800万円以上1,000万円未満	第14段階	2.5	192,000 円
	1,000万円以上1,500万円未満	第15段階	2.6	199,680 円
	1,500万円以上2,000万円未満	第16段階	2.7	207,360 円
	2,000万円以上	第17段階	2.8	215,040 円

- (※1)「世帯」とは、原則として、令和7年4月1日(令和7年4月2日以降に65歳になられた方や広島市に転入された方は、それぞれ65歳になられた日・転入日)現在での住民基本台帳(住民票)の世帯です。
- (※2)「課税年金収入額」とは、老齢・退職年金などの課税対象となる公的年金等収入額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額)です(障害・遺族年金など非課税の年金を除きます。)
- (※3)第6段階以上の算定に使用する「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、租税特別措置法に規定する土地等の譲渡所得がある場合はそれにかかる特別控除額を控除した額をいいます。地方税法に規定する合計所得金額とは、損失の繰越控除をしないで計算した総所得金額(事業所得、給与所得、雑所得等)等各所得の合計額をいいます(「基礎控除」、「社会保険料控除」、「医療費控除」、「障害者控除」などの所得控除額を控除した後の課税総所得金額とは異なります。)
- (※4)第5段階以下の算定に使用する「その他の合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合は当該給与所得金額(租税特別措置法第41条の3の3第2項に規定する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の額)から10万円を控除(控除後の額がマイナスになる場合は、0円として取り扱います。)し、租税特別措置法に規定する土地等の譲渡所得がある場合はそれにかかる特別控除額を控除し、公的年金等に係る雑所得の金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額)を除いた額です。なお、「その他の合計所得金額」がマイナスになる場合は、0円として取り扱います。
- (※5)「基準額」とは、広島市における保険給付費等の見込額に基づき、第1号被保険者1人当たりの金額を算出したものです(なお、保険給付費とは、広島市が介護サービス事業者に支払う給付費で、サービスの提供に要する費用のうち、利用者負担額を除いたものです。)
- (※6)老齢基礎年金の支給額変更を踏まえ、令和7年4月より、第1、2、4、5段階の基準がこれまでの80万円から80万9千円に変更されます。

保険料の納め方

- 年額18万円以上の年金(老齢基礎年金、退職年金、障害年金または遺族年金)を受給されている方は、原則として、偶数月(年6回)に支払われる年金から天引き(特別徴収)されます。
 - 年金からの天引き以外の方は、納付書や口座振替(普通徴収)により、毎月(年12回)納めていただくことになります。
 - 年金から天引き(特別徴収)で納めていただいている方の保険料が増額更正となった場合、特別徴収と併せて増額分を納付書や口座振替(普通徴収)で納めていただくことがあります。
 - 納付書で納めていただく場合、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。(取扱有効期限があります。)
- ※65歳になられた方や広島市に転入された方などは、最初は、普通徴収となりますが、上記の特別徴収となる条件に該当する方は、その誕生(転入した)月からおおむね8か月後に特別徴収となります。(手続は不要です。特別徴収となる時期は別途お知らせします。)

介護保険料は、所得税、市・県民税の控除対象です

- 介護保険料は社会保険料控除の対象です。
税の申告が必要な方は、介護保険料の通知書や領収書を大切に保管しておいてください。
口座振替された方は、口座振替済通知書を12月下旬に送付します。
課税年金からの天引きで納めた方は、年金保険者から送付される源泉徴収票に天引き額が記載されます。
- 支払った保険料をお知りになりたい場合は、保険料の通知書(納付書)をお送りした区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。
- 社会保険料控除の対象となる介護保険料は、1月から12月までに支払った金額となります。

保険料を納めないでいると

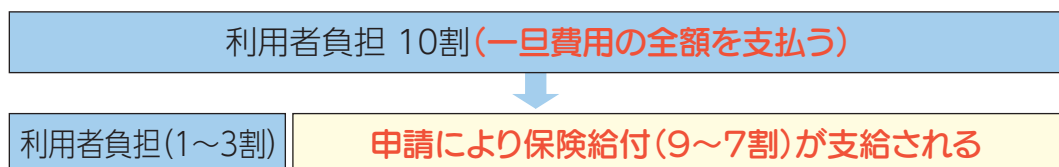
納付期限を過ぎても納付されない方には、督促状をお送りし、広島市市税等お知らせセンターから納付のお願いをします。

災害などの特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合は、滞納処分として財産の差押えなどを受ける場合があるほか、保険料を納めない期間に応じて、以下のような給付制限を受けることがあります。

【現在、サービスを利用している方は】

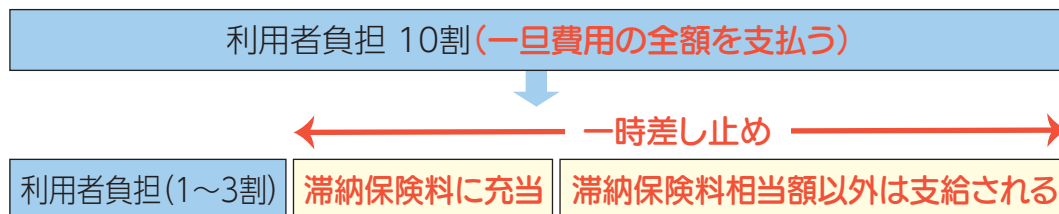
①納付期限から1年間介護保険料を納付されないとき → 利用料の支払方法変更(償還払い)

介護サービスの利用料の支払方法が、一旦費用の全額を支払い、後から申請により保険給付を受け取る「償還払い」方式に変わります。



②納付期限から1年6か月間介護保険料を納付されないとき → 保険給付の一時差し止めや滞納保険料への充当

①の「償還払い」となる保険給付の支払いが一時差し止められ、以降も保険料を納付されない場合は、一時差し止められている保険給付の額を滞納部分の保険料に充当します。



③納付期限から2年以上介護保険料を納付されないとき → 利用料の負担割合の引き上げ等

保険料の未納期間に応じて、利用料の自己負担が1割または2割から3割(利用料の自己負担が3割の方は4割)に引き上げられ、高額介護(介護予防)サービス費等の支給が停止されます。

負担割合が 1～2割の方	利用者負担(3割)	保険給付 7割
負担割合が 3割の方	利用者負担(4割)	保険給付 6割

【現在、サービスを利用していない方は】

現在、介護サービスを利用していない方が、保険料を1年以上滞納した後に介護サービスを利用しようとした場合、保険料の未納期間に応じて、介護サービスの利用開始と同時に上記の給付制限を受けることになります。

保険料の減免制度

- 保険料の所得段階が第2段階または第3段階の方のうち、収入が少ないなど下表の「低所得」の条件等に該当される方を対象に、保険料を第1段階相当に減額する制度があります。このほか、災害や失業など特別な事情により、納付が困難になった場合にも減免の制度があります。
- 保険料の減免は、申請が必要です。詳しくは、保険料の通知書(納付書)をお送りした区の福祉課高齢介護係へお問い合わせください。

対象理由	条件等
低所得	特に収入が低く、生活が著しく困窮しており、次のすべての要件に該当する方 (1) 保険料の所得段階が第2段階または第3段階であり、世帯全員が市民税非課税であること。 (2) 世帯の前年の年収が単身世帯の場合、114万円以下であること。単身世帯でない場合は、114万円に世帯員1人増えるごとに48万円を加算した額以下であること。 (3) 他の世帯に属する者から扶養されていないこと。 (4) 世帯全員が、一定の要件の活用できる資産や預貯金等を持っていないこと。(350万円以上の預貯金を持っていないことなどの要件があります。)
失業・入院	定年退職等を除く失業や入院などにより、生計中心者の今年の収入が前年の収入の2分の1以下に減少し、世帯全員の今年の収入見込月額が減免基準額の130%以下である方
災害	災害により、住宅や家財に著しい被害を受け、市町村の機関が発行する災害証明書に「全壊」、「半壊」、「床上浸水」と記載され、この災害を受けたことに対し、保険金や損害賠償金を受給していない方
収監等	刑務所などに拘禁され、介護サービスを受けることができない方

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料

【広島市の国民健康保険に加入している方】

介護分の保険料は、国民健康保険料の算定方法と同様に世帯ごとに算定されます。

保険料は、介護分(40歳以上65歳未満)を含めて、国民健康保険料として世帯主から納めていただきます。

◎詳しくは、お住まいの区の保険年金課にお問い合わせください。

【職場の医療保険に加入している方】

介護保険料は、標準報酬月額と医療保険ごとに設定される介護保険料率に応じて算定されます。保険料は、原則として半分为事業主が負担します。

40歳以上65歳未満で職場の医療保険に加入している方は、介護保険料相当分を含めて、医療保険料として毎月の給与から天引きされます。40歳以上65歳未満の被扶養者となっている方の保険料は上記の保険料に含まれています。

◎詳しくは、職場の医療保険の窓口(全国健康保険協会、健康保険組合または各種共済組合等)へお問い合わせください。

8

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、支援するための「地域の総合相談窓口」として、広島市内に41か所設置しています。地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職員が高齢者の保健・福祉に関するさまざまな相談に応じます。

●介護予防ケアマネジメント

基本チェックリストにより「生活機能の低下がみられた方(事業対象者)」や、要介護認定で「要支援1・2」と認定された方に、介護予防のためのケアプランをつくり、介護予防につながるサービスの利用に向けた支援を行います。

●権利擁護、虐待早期発見・防止

成年後見制度の活用や、虐待の早期発見・防止など高齢者の権利擁護に努め、必要な支援を行います。

●総合相談・支援

地域団体や関係機関等とのネットワークを構築し、高齢者やその家族の皆さんなどから、保健や福祉に関するさまざまな相談を受けて、相談内容に応じた情報提供や、必要な支援を行います。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、地域のケアマネジャーの支援および関係機関とのネットワークづくりを行います。

お住まいの住所地から担当の地域包括支援センターを調べる

広島市(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

■ページ番号でさがす 1015522



(令和7年4月1日現在)

担当圏域 (中学校区)	名 称	所 在 地	TEL
中区	幟町(基町小学校区)	広島市(以下略) 基町地域包括支援センター	中区基町19-2-425 502-7955
	幟町(基町小学校区を除く)	幟町地域包括支援センター	中区東白島町13-26 222-6608
	国泰寺	国泰寺地域包括支援センター	中区昭和町12-2 249-0600
	吉島	吉島地域包括支援センター	中区光南1-4-6 545-1123
	江波	江波地域包括支援センター	中区江波二本松2-6-27 296-4833
東区	福木・温品	福木・温品地域包括支援センター	東区上温品1-11-27-101 280-2330
	戸坂	戸坂地域包括支援センター	東区戸坂中町2-29 516-0051
	牛田・早稲田	牛田・早稲田地域包括支援センター	東区牛田本町5-1-2 7階 228-2033
	二葉	二葉地域包括支援センター	東区若草町10-14はらだビル2階 263-3864
南区	大州	大州地域包括支援センター	南区大州1-1-26 581-6025
	段原	段原地域包括支援センター	南区段原南1-3-52 広島段原ショッピングセンター2階 261-8588
	翠町	翠町地域包括支援センター	南区出汐2-3-46 252-5500
	仁保・楠那	仁保・楠那地域包括支援センター	南区東本浦町26-8たおビル2階 286-6112
	宇品・似島	宇品・似島地域包括支援センター	南区宇品神田3-7-15坂本ビル2階 252-6456

担当圏域 (中学校区)		名 称	所 在 地	TEL
西 区	中広	中広地域包括支援センター	西区三篠町1-8-21 2階	509-0288
	観音	観音地域包括支援センター	西区観音町16-19 3階	292-3582
	己斐・己斐上	己斐・己斐上地域包括支援センター	西区己斐本町2-7-13	275-0087
	古田	古田地域包括支援センター	西区古江東町5-3-104	272-5173
	庚午	庚午地域包括支援センター	西区草津東2-8-5	507-1210
	井口台・井口	井口台・井口地域包括支援センター	西区井口2-5-19	501-6681
安佐南区	城山北・城南	城山北・城南地域包括支援センター	安佐南区緑井6-37-5-102	831-1157
	安佐・安佐南	安佐・安佐南地域包括支援センター	安佐南区中須2-19-6 3階	879-1876
	高取北・安西	高取北・安西地域包括支援センター	安佐南区高取北1-17-41	878-9401
	東原・祇園東	東原・祇園東地域包括支援センター	安佐南区東原3-14-4	850-2220
	祇園・長束	祇園・長束地域包括支援センター	安佐南区山本1-4-25	875-0511
	戸山・伴・大塚	戸山・伴・大塚地域包括支援センター	安佐南区伴中央2-5-12	849-5860
安佐北区	白木	白木地域包括支援センター	安佐北区白木町小越218-2	828-3361
	高陽・亀崎・落合	高陽・亀崎・落合地域包括支援センター	安佐北区亀崎1-1-6 フジグラン高陽2階	841-5533
	口田	口田地域包括支援センター	安佐北区口田南7-11-22	842-8818
	三入・可部	三入・可部地域包括支援センター	安佐北区三入5-16-31	516-6611
	亀山	亀山地域包括支援センター	安佐北区亀山4-2-36	819-0771
	清和・日浦	清和・日浦地域包括支援センター	安佐北区あさひが丘3-18-13-7-101	810-4688
安芸区	瀬野川東(中野東小学校区を含む)	瀬野川東地域包括支援センター	安芸区瀬野2-17-33	820-3711
	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	瀬野川・船越地域包括支援センター	安芸区中野2-15-7	893-1839
	阿戸・矢野	阿戸・矢野地域包括支援センター	安芸区矢野東6-23-15	889-6605
		// (阿戸連絡所)	安芸区阿戸町418-1	856-0613
佐伯区	湯来・砂谷	湯来・砂谷地域包括支援センター	佐伯区湯来町白砂82-4	(0829) 86-1241
	五月が丘(石内小学校区を除く)・美鈴が丘	五月が丘・美鈴が丘地域包括支援センター	佐伯区美鈴が丘西1-3-9	208-5017
	三和(石内小学校区を含む)	三和地域包括支援センター	佐伯区五日市町石内6405-1	926-0025
	城山・五日市観音	城山・五日市観音地域包括支援センター	佐伯区千同1-30-6	924-7755
	五日市	五日市地域包括支援センター	佐伯区五日市中央2-4-40	924-0053
	五日市南	五日市南地域包括支援センター	佐伯区楽々園4-2-19-101	924-8051

【問合せ先】

①各区の福祉課高齢介護係

区	機関名	所在地	TEL/FAX
中区	広島市中区厚生部 福祉課高齢介護係	〒730-8565 広島市中区大手町四丁目1番1号 (大手町平和ビル内)	TEL 504-2478 FAX 504-2175
東区	広島市東区厚生部 福祉課高齢介護係	〒732-8510 広島市東区東蟹屋町9番34号 (東区総合福祉センター内)	TEL 568-7732 FAX 568-7781
南区	広島市南区厚生部 福祉課高齢介護係	〒734-8523 広島市南区皆実町一丁目4番46号 (南区役所別館内)	TEL 250-4138 FAX 254-9184
西区	広島市西区厚生部 福祉課高齢介護係	〒733-8535 広島市西区福島町二丁目24番1号 (西区地域福祉センター内)	TEL 294-6585 FAX 233-9621
安佐南区	広島市安佐南区厚生部 福祉課高齢介護係	〒731-0194 広島市安佐南区中須一丁目38番13号 (安佐南区総合福祉センター内)	TEL 831-4943 FAX 870-2255
安佐北区	広島市安佐北区厚生部 福祉課高齢介護係	〒731-0221 広島市安佐北区可部三丁目19番22号 (安佐北区総合福祉センター内)	TEL 819-0621 FAX 819-0602
安芸区	広島市安芸区厚生部 福祉課高齢介護係	〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目2番16号 (安芸区総合福祉センター内)	TEL 821-2823 FAX 821-2832
佐伯区	広島市佐伯区厚生部 福祉課高齢介護係	〒731-5195 広島市佐伯区海老園一丁目4番5号 (佐伯区役所別館内)	TEL 943-9730 FAX 923-1611

②広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

所在地 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

FAX 504-2136

係名	分掌事務	TEL
管 理 係	被保険者資格、保険料に関すること	TEL 504-2173
認定・給付係	要介護認定、保険給付に関すること	TEL 504-2363
事業者指導係	介護サービス事業所・施設の監督・指導に関すること	TEL 504-2183
事業者指定係	介護サービス事業所・施設の指定に関すること	TEL 504-2721

※介護保険制度については、各区福祉課高齢介護係もしくは介護保険課へお問い合わせください。

【開庁時間】8時30分から17時15分まで。(土・日・祝日、8月6日、年末年始は閉庁)

※窓口へは17時までにお越しいただきますようお願いいたします。

※高齢者の保健・福祉に関するさまざまな相談は、「地域の総合相談窓口」であるお近くの地域包括支援センターへご相談ください。詳しくは、本紙29、30ページをご覧ください。

※介護保険制度のご案内(点字版)を各区福祉課高齢介護係または市介護保険課に設置しています。

発行／広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課(このパンフレットは令和7年4月1日現在の内容で作成しています。)